

広尾町津波避難計画

広尾町

(令和6年10月改正)

目 次

第1章	総 則	
1	目 的	P 1
2	計画の修正	P 1
3	用語の意義	P 1
第2章	避難計画	
1	津波到達予想時間の設定	P 2
2	津波浸水予想地域の想定	P 2
3	避難方法	P 3
4	避難困難地域の抽出	P 3
5	避難目的地点及び避難路の設定等	P 4
6	津波一時避難場所の管理	P 4
7	第一次避難場所	P 5
8	自動車による避難所	P 5
第3章	初動体制	
1	災害応急体制	P 6
2	職員への連絡・参集体制	P 6
3	津波情報等の収集・伝達	P 7
第4章	避難情報の発令	
1	発令・解除の基準	P 1 0
2	発令時期及び発令手順	P 1 0
3	伝達方法	P 1 0
第5章	津波対策の教育・啓発	
1	津波に対する心得	P 1 1
2	啓発の手段	P 1 1
3	啓発の内容	P 1 1
4	啓発の場等	P 1 1
第6章	津波避難訓練の実施	
1	継続的な訓練の実施	P 1 2
2	津波避難訓練の内容等	P 1 2
3	総合的な避難訓練の実施	P 1 2
4	分かりやすい初動マニュアルの作成と活用	P 1 2

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保	P 13
2 避難対策、避難生活環境の確保	P 13
3 電力の確保	P 13
4 緊急通信ネットワークの確保	P 13
5 雪崩対策	P 13

第8章 その他の留意点

1 観光客、釣客等の避難対策	P 14
2 災害時要援護者の避難対策	P 14
3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	P 14
4 計画策定経緯等	P 14
5 津波避難計画（地域計画）について	P 15

改正履歴

- ・平成26年3月
- ・令和2年2月（一部改正）
- ・令和4年10月（一部改正）
- ・令和5年10月（一部改正）
- ・令和6年10月（一部改正）

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、町が指定する避難路又は自主防災組織などが設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に市町村が指定するものをいう。

(6) 避難困難地域

津波の到着時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

※(4)を総称して「避難経路」、(3)、(5)を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間の設定

この避難計画では、令和3年7月に北海道が公表した津波浸水想定に基づき、津波到達予想時間を次のとおり想定する。

想定する津波の高さ：

代表地点	最大津波高 (m)	第1波到達時間 (分)
豊似川河口	15.3	35
野塚川河口	16.2	38
十勝港	16.8	38
広尾川河口	17.8	38
音調津	14.4	34
ルベシベツ川	14.7	35

<最大津波高>津波襲来時の海岸線での最大の海面の高さ（標高で表示）

<第1波到達時間>海岸線において第1波の最大到達高さが生じるまでの時間

2 津波浸水予想地域の想定

この避難計画で想定する津波による浸水予想地域は次表のとおりとする。またここで挙げた地域を避難対象地域とする。

（令和6年9月末現在）

地区名	世帯数	人口 (人)	町内会名等
音調津	53	93	音調津
美幌	11	15	桜
フンベ			
山フンベ	5	10	山フンベ
中広尾	10	17	中広尾
市街地	78	128	上浜、入舟町、9丁目（一部）、十勝港地区
計	157	263	7町内会

※9丁目（一部）は世帯数・人口の10%と仮定

※十勝港地区は事業所及びその従業員が対象となるため、世帯数・人口には含まない。

3 避難方法

避難方法は、原則徒歩避難とする。

ただし、避難先までの距離、所要時間、津波到達時間などを考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、又は、自動車による避難がより安全で確実と見込まれる場合（5ページ8「自動車による避難」参照）は、自動車の使用を制限しないこととする。

【徒歩避難が可能な距離】

津波到達時間と避難する際の歩行速度に基づき、避難開始から津波到達時間までの間に避難が可能な距離の目安は、次のとおりとする。

避難可能距離		歩行速度		津波到達予想時間
1, 500m	=	(1.0m/秒 ^{※1} × 60秒)	×	(30分 - 5分 ^{※2})

※1 老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度

※2 避難開始までに要する時間

(消防庁の津波避難対策検討マニュアル検討会報告書より)

4 避難困難地域の抽出

避難困難地域は、避難対象地域のうち、津波到達予想時間と避難する歩行速度から、津波避難目標地点又は津波一時避難場所まで避難することが困難な地区を抽出するものとする。

なお、当町においては避難可能距離の目安を1, 500mとするが、3で述べた通りやむ負えない場合は車での避難を可としていることから現実に避難が困難となる地域はないと判断している。ただし、避難訓練等の実施結果を踏まえて随時検討を加えるものとする。

5 避難目標地点及び避難路の設定等

避難対象地域の避難目標地点（緊急避難場所）、避難路避難困難地域は次表のとおりとする。

地区名	避難対象地域 (町内会名等)	避難目標地点 (緊急避難場所)	主な避難路	避難困難地域
音調津	音調津	道道音調津陣屋線 駐車帯付近	別図1参照	—
		音調津避難施設前 (スキー場跡地)		
美幌	桜	美幌地区高台	別図2参照	—
フンベ		フンベ地区高台	別図3参照	—
山フンベ	山フンベ	山フンベ集会所	別図4参照	—
中広尾	中広尾	役場車両センター	別図5参照	—
市街地	上浜・十勝港漁港区	旧広尾保育所グラウンド	別図6参照	—
	入舟町・9丁目	老人福祉センター駐車場		—
	十勝港南ふ頭 第2ふ頭	第2ふ頭避難階段空き地 老人福祉センター駐車場		—
	十勝港第3ふ頭 第4ふ頭	十勝港展望台		—

6 緊急避難場所の管理

町及び町内会は、いざという時に使用することが困難とならないよう、緊急避難場所及び避難経路を日頃から点検し、草刈等の管理を行うものとする。

7 第一次避難所

第一次避難所は、緊急避難場所に避難した後に町職員が施設の安全性を確認してから利用する施設であり、次表の施設とする。

町内会名等	名称	住所	電話番号	収容可能人数
音調津	音調津避難施設	音調津 153-1	-	40
	広尾町葬斎場	茂寄南 1 号 18-2	2-3292	15
桜	広尾町葬斎場	茂寄南 1 号 18-2	2-3292	15
	東地区集会所 たんぼぼ会館	西 1 条 1 丁目 2	-	20
	広尾町商工会館	本通 5 丁目	2-3101	20
山フンベ	山フンベ集会所	茂寄南 5 線 7	-	5
中広尾	コミュニティセンター	西 4 条 7 丁目 2	2-2111	45
上浜・入舟町 9 丁目（一部） 十勝港漁港区 第 2 ふ頭	東地区集会所 たんぼぼ会館	西 1 条 1 丁目 2	-	20
	広尾町商工会館	本通 5 丁目	2-3101	20
	コミュニティセンター	西 4 条 7 丁目 2	2-2111	45
	老人福祉センター	東 1 条 11 丁目 12	2-6614	30
	広尾中学校	並木通東 1 丁目 12	2-2089	250
	広尾高校	並木通東 1 丁目 10	2-2198	150
十勝港第 3 ふ頭 第 4 ふ頭	青少年研修センター	公園通北 2 丁目 51	2-2603	145
	ひろお保育園	公園通北 2 丁目 51	2-2113	90

8 自動車による避難

自動車による避難は、やむを得ない場合を想定したものであり、自動車の使用を推奨しているものではない。また、自動車による避難には限界量があることを認識し、抑制するよう努めるものとする。

(1) 自動車による避難対象者

やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、又は、自動車による避難がより安全で確実と見込まれる場合の考え方は、次のとおりとする。

- ①高齢者又は障がい者など歩行困難者（要援護者）の避難
- ②避難訓練等の結果、津波到達予想時間（30分以内）までに緊急避難場所まで避難できない者の避難

(2) 自動車による避難の注意事項

自動車による避難には、道路の損傷や沿道の建築物の倒壊による交通傷害、渋滞の発生等の危険性が伴うことを認識するとともに、徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとならないよう注意すること。

第3章 初動体制

1 災害応急体制

大津波警報や津波注意報等が発表された場合の町の防災体制及び職員の連絡・参集体制は、「広尾町職員災害時初動マニュアル」に定めるもののほか、次による。

なお、地震発生時は、職員自らが各報道手段により情報を覚知して次の基準により自主参集することを基本とする。

配備体制	配備基準	配備内容
第1種非常 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生したとき 北海道太平洋沿岸中部に津波注意報が発表されたとき 	総務対策部、施設対策部の人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。また、第2種配備体制に移行し得る体制をとるものとする。
第2種非常 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が発生したとき 北海道太平洋沿岸中部に津波警報が発表されたとき 	関係各部の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3種配備体制に直ちに切り換え得る体制をとるものとする。
第3種非常 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上の地震が発生したとき 北海道太平洋沿岸中部に大津波警報が発表されたとき 	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

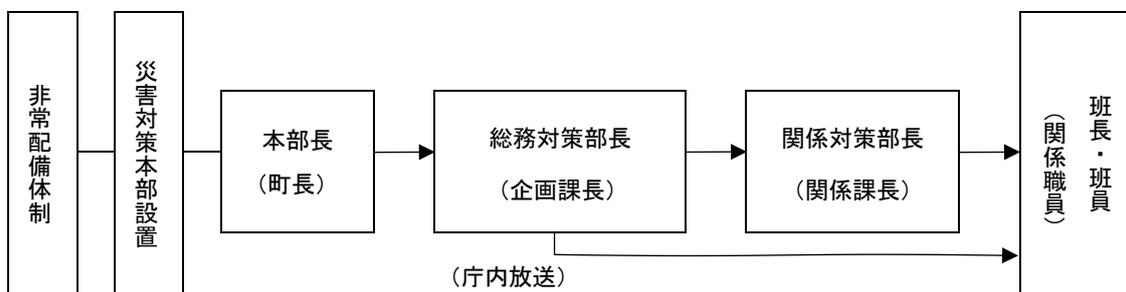
2 職員への連絡・参集体制

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する事象を覚知したときは直ちに参集することとする。ただし参集にあたっては、自身等の安全を確保することを最優先とすることとする。

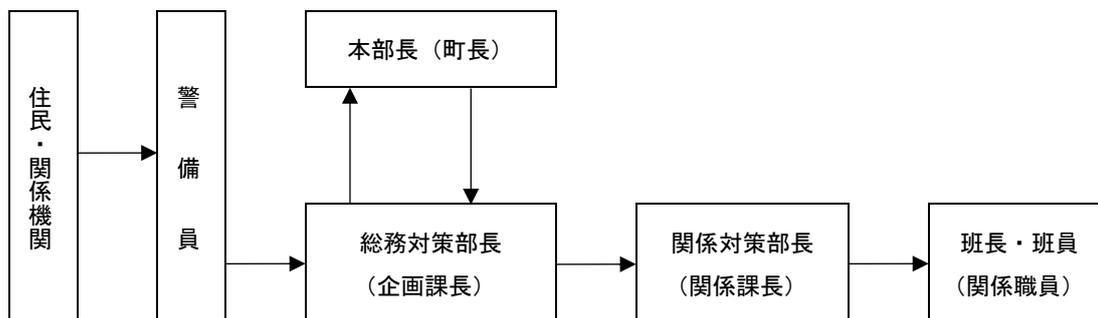
また、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。

なお、非常時の動員配備伝達系統図は、次のとおりである。

<勤務時間中の伝達系統>



<休日及び退庁後の伝達系統>



3 津波情報等の収集・伝達

(1) 情報の種類と発令基準

釧路地方気象台又は気象庁が発表する津波警報は次表のとおりである。

本町の津波予報区は北海道太平洋沿岸中部である。

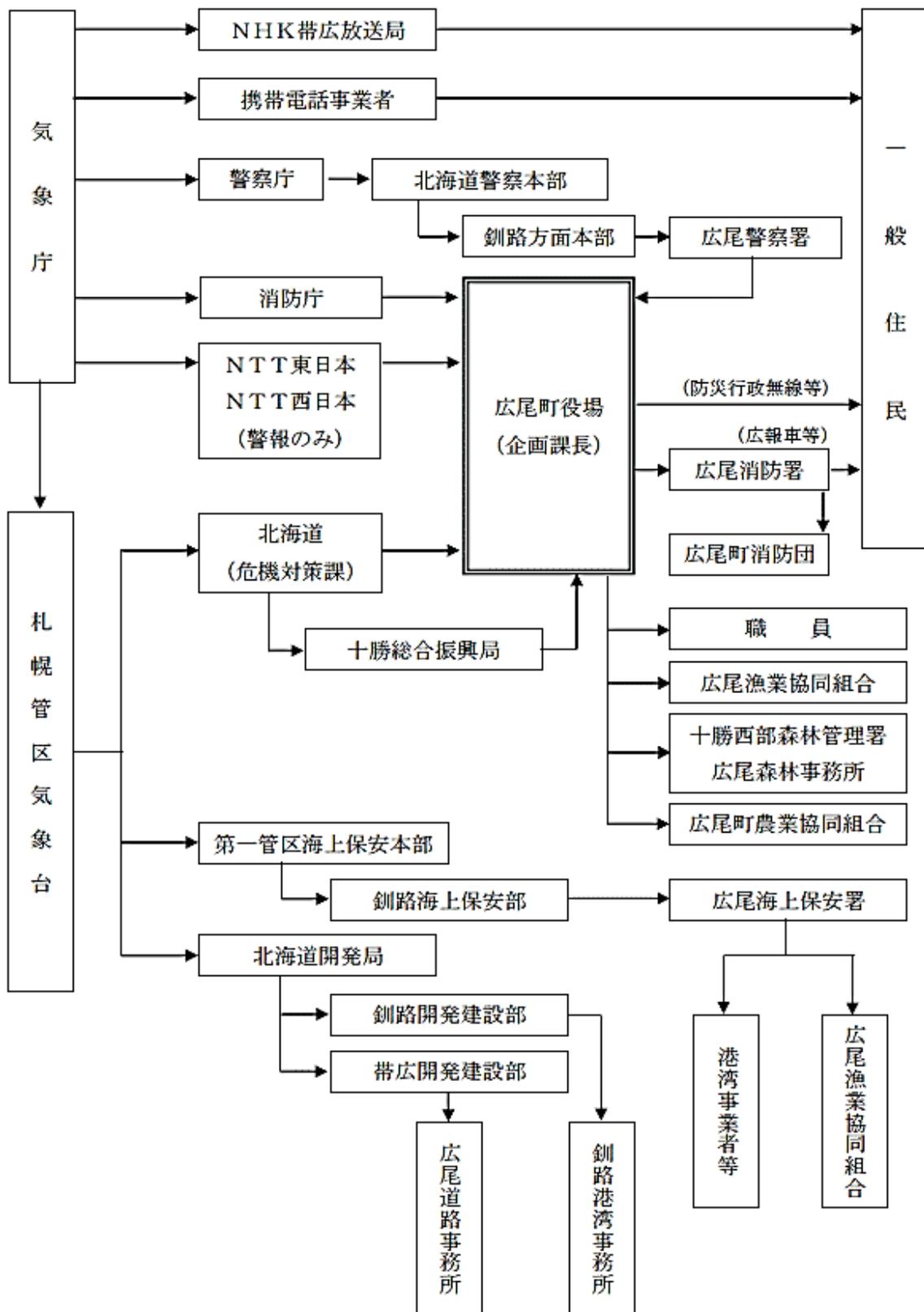
津波・注意報の分類	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ	
	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m<予想の高さ	10m超	巨大
	5m<予想の高さ≤10m	10m	
	3m<予想の高さ≤5m	5m	
津波警報	1m<予想の高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m≤予想の高さ≤1m	1m	なし

※ 地震規模を過小評価と判断した場合は、津波の高さを定性的表現で発表

(2) 津波情報等の収集・伝達

町は、次の情報を迅速に収集し、津波予想に関する情報は防災行政無線により町内全域に伝達する。

- ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- イ 各地の満潮時刻に関する情報



(3) 海面監視

津波に関する警報等が発表された場合、町は次の箇所を海面潮位監視カメラにより監視する。ただし、遠方からカメラによる監視体制であるため、釧路地方気象台が発表する十勝港の潮位観測データをあわせて収集する。

監視箇所	カメラ設置場所	担当
音調津港	音調津神社付近	企画課企画防災係
十勝港	広尾海上保安署付近	
十勝港	広尾灯台敷地内	

(4) 避難者の安否情報の収集

避難所配置の職員は、避難所に避難した住民から各地域の状況を把握するとともに家族等の安否を確認し、本部に報告する。

第4章 避難情報の発令

1 発令・解除の基準

津波被害の切迫した危険から町民等を安全な場所へ避難させるため、避難指示等を発令する。

種 別	基 準
避難指示	・ 津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・ 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生のある可能性があると判断される震度を覚知し、避難を要すると判断されたとき
緊急安全確保※	・ 津波等による災害の危険が目前に切迫又はすでにこれらの災害が発生していると判断されるとき

※ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないことから、必ず発令される情報ではない。

2 発令時期及び発令手順

1の発令基準に該当する事態を認知した場合は、速やかに町長が避難情報を発令する。また、避難指示等の解除は、津波警報・大津波警報が解除されたときとし、町長が発令する。

なお、町長が不在又は連絡がとれない場合は、次の順位でこれを委任する。

委任順位	職 名
第1位	副町長
第2位	教育長

3 伝達方法

津波に関する情報は、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール等を活用する。住民等に伝達する事項又は避難上の注意事項はあらかじめ定めておき、伝達は簡潔に分かりやすく行うものとする。

- ①津波情報の内容（津波注意報、津波警報、大津波警報）
- ②避難種別（避難指示）
- ③津波到達予想時間

第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災の啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自らが守る」という観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。

また、津波対策は、平日と休日、昼間と夜間など時間や場所によって異なるため、その状況に応じ適切な行動を行うには、家族や地域間において常に話し合いを行い、情報を共有することが大切である。

このため、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発・教育を実施する。

1 津波に対する心得

- (1) 強い地震（震度4以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（指定緊急避難場所又は高台）に避難する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（指定緊急避難場所又は高台）へ避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ・テレビ・広報等を通じて入手する。
- (4) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

2 啓発の手段

テレビ・ラジオ・新聞などの公共マスメディアや出前講座、広報紙・ホームページ等を活用する。

3 啓発の内容

津波に対する心得（避難路の確認、非常時における持ち物など）、過去の津波被害記録、津波発生のメカニズム、津波ハザードマップ、津波防災ガイドブック、津波避難計画の内容について周知する。

4 啓発の場等

学校、地域団体（町内会、産業団体、青年・女性団体等）や事業所において積極的に津波防災啓発が行われるよう推進し、地域防災力の向上に努める。

また平常時においても津波災害に対する防災意識向上を図るため、海拔を表示する標識や避難路標識を計画的に設置する。

第6章 津波避難訓練の実施

1 継続的な訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を実施するように努めるとともに、避難に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

2 津波避難訓練の内容等

津波災害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達時間、津波が収束するまでの時間経過に沿った訓練内容を設定する。また、夜間や異なる季節等も想定するなど、あらゆる状況に応じた円滑な避難が可能となるよう避難訓練の工夫と検証を行う。

訓練の第一目標は、実際に避難を行うことで避難経路の確認や、情報機器類の活用に習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実施可能か否かを検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげることが大切である。

《具体的な訓練内容》

- (1) 職員参集及び災害対策本部設置運営
- (2) 災害発生地域の情報収集及び災害対策
- (3) 防災行政無線等を利用し、警報発表による「住民への避難指示」発令・伝達
- (4) 関係機関との地震・津波想定を送受信
- (5) 避難場所と本部との通信
- (6) 避難経路、避難時間等の確認
- (7) 住民避難誘導

3 総合的な避難訓練の実施

総合的な防災訓練は4年に1回程度の開催を目安とし、自主防災組織や町内会などの住民組織を主体に、漁業関係者、港湾関係者、学校、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

4 分かりやすい初動マニュアルの作成と活用

津波避難では、町民への情報伝達など災害発生直後の災害対策本部や自主防災組織などの初動対応が重要となるため、簡潔な初動マニュアルを作成し、訓練等での点検・活用を含め迅速な避難体制づくりを進める。

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

災害発生時には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。そのため、町は除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた道路交通及び緊急避難場所の確保対策を推進する。また、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者と相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、ポータブルストーブや発電機等の資機材の備蓄に努めるとともに、燃料についても防災協定に基づき優先的に確保する。

3 電力の確保

日頃より電気事業管理者との連携を密にし、電力の供給停止時における早急復旧体制を確保するとともに、避難所に必要となる発電機、懐中電灯等の必要物資の備蓄に努めるものとする。

4 緊急通信ネットワークの確保

停電による通信機器の停止や、地震や津波による被災での危機の損傷に備え多様な通信手段を確保する。

5 雪崩対策

雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難場所への適切な避難誘導等の確認をする。

第8章 その他の留意点

1 観光客、釣客等の避難対策

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、津波注意や緊急避難場所を示す標識を設置したりするなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

釣り客等に対しては、防災行政無線（屋外拡声器）等により情報伝達するものとし、消防及び警察等の協力を得て避難誘導を実施する。

2 災害時要援護者の避難対策

町は、災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、避難支援者の安全確保を含めた避難対策を講じるものとする。

(1) 避難支援

災害時要援護者の避難支援にあたっては、津波到達予想時間等を考慮しながら、安全かつ迅速に避難できるように努める。

(2) 安否の確認

災害時要援護者の安否の確認については、町内会（自主防災組織）で協力し、速やかに行うものとする。

3 自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

4 計画策定経緯等

※ ワークショップのメンバーや内容等について記載する。

	開催場所	開催日時	主な内容
大津波襲来に備える勉強会	音調津総合センター	平成24年6月30日 平成24年9月8日	津波についての学習会
	役場コミュニティセンター	平成24年7月5日 平成24年9月6日	
広尾町防災マップの見直しに係る意見交換会	音調津総合センター	平成24年11月21日	ハザードマップの原案完成に伴う意見交換会 (避難経路、緊急避難場所、ハザードマップのレイアウトについて)
	役場コミュニティセンター	平成24年12月3日	
防災ハザードマップ意見交換会	役場コミュニティセンター	平成25年2月18日	ハザードマップの完成前最後の住民との意見交換会 (避難経路、緊急避難場所、ハザードマップのレイアウトについて)

津波防災ワー クショップ	音調津総合セ ンター	令和4年6月25日	ハザードマップの更新等に伴う住民ワ ークショップ (津波浸水想定区域、新しいハザード マップ案について)
	児童福祉会館	令和4年6月29日	

5 津波避難計画（地域計画）について

○ 津波避難計画の地域計画とは

⇒ 地域住民が主体となって地域ごとに作成する避難計画。

○ 広尾町津波避難計画との関係

広尾町作成

広尾町津波避難計画



※ワークショップなどの結果を踏まえて随時改訂を行う。

住民主体で作成

地域ごとの津波避難計画

○ 目的

⇒ 大地震が起きて津波が来る時に備えて、普段からの心構えや安全に避難するための具体的な方法を印刷物などに書き留めておき、住民が自らの命を守るというのが、地域計画作成の目的である。

○ 設定の単位

⇒ 町内会、集落単位など、地域の実情に応じて設定する。

○ 印刷物（地域計画）の具体的な構成

⇒ 地域計画は、こうでなくてはならないということはないが、一般的には次の項目が必要とされている。各地域にあった地域計画を作成すること。

<作成例>

- ・表紙（町内会の名称、作成した年、月を入れる）
- ・避難準備（非常用持出品、備蓄品リスト）
- ・地震発生後～津波からの避難マニュアル～
「何をすべきか」「日頃から取り組むこと」
- ・わが家の防災メモ
（関係先の電話番号簿、防災上必要なメモ）

津波防災ガイドブックを参考にする
ことを勧める。

- ・避難場所までの地図
（記載例：浸水域、避難目標地点、→などで避難経路、避難場所、避難所、下記の避難時に注意を要する場所を番号表示）
- ・避難時に注意を要する場所
（注意を要する場所「番号表示」、現状の写真、どう対応するのかを記載）

広尾町津波ハザードマップを
参考にすることを勧める。

避難場所までの地図

- ※ 津波の浸水域の表示
- ※ 避難目標地点の表示（〇〇神社、〇〇小学校跡地など）
- ※ 避難場所や避難所の表示
「自分たちの地域から避難目標地点、避難場所及び避難所までのルートを→で表示しましょう」
- ※ 要援護者宅の表示
- ※ 避難場所までの経路で注意を要する箇所を番号で表示
(次ページの「避難時に注意を要する場所」の番号とリンクさせる)